

# IAIGs を対象とした IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号の初度適用による影響分析

羽 根 佳 祐

## 1. はじめに

2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より国際財務報告基準（IFRS）第 17 号「保険契約」の適用が開始され、これに併せて、保険会社に認められてきた IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的な適用免除も解除された。これを受けて、欧州連合（EU）域内の上場会社をはじめとする多くの保険会社が IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号に基づき財務報告を行うこととなった。

従前の IFRS 第 4 号「保険契約」は暫定基準という位置づけであり、各国・法域の最低限の比較可能性を担保するもので、基本的に各国・法域の現行会計実務を追認するものであった。一方、IFRS 第 17 号は、保険負債（責任準備金）を経済価値ベースで評価する会計モデルであるため、多くの国・域内にとってこれまで採用してきた（例えば、原価モデル寄りの）会計モデルからの転換が求められる。また、IFRS 第 9 号も、従前の国際会計基準（IAS）第 39 号「金融商品：認識及び測定」とで金融資産（有価証券）の分類や測定方法、金融商品の減損の取扱いなどの考え方に差異がみられる。

このため、IFRS 第 4 号／IAS 第 39 号から IFRS 第 17 号／IFRS 第 9 号へと移行することによって、企業の財務数値が影響を受けることは容易

に想像できる。欧州保険・企業年金監督機構 (EIOPA) の報告書 (EIOPA [2024]) によれば、IFRS 第17号 / IFRS 第9号への移行に伴い株主資本に対して全体的に負の影響があったとされている。具体的には、回答者の46%が株主資本を減少させ、26%には影響はなく、28%は増加させたと言われているが、金額的な影響については調査されていない。IFRS 第17号 / IFRS 第9号への移行に伴う財務的な影響が、どの項目に、どの程度、どのような状況下で生じうるのかを明らかにすることはIFRS 第17号 / IFRS 第9号への理解に資すると考えられる。

そこで、本研究ノートでは、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) に選定された企業を対象に、IFRS 第17号およびIFRS 第9号の初度適用による影響分析をおこない、特にこれらの基準への移行に伴って①どの会計項目に、②どの程度の影響が生じたのかを統計的な手法を用いて調査することを目的とする。具体的には、対象企業の同一年度におけるIFRS 第17号 / IFRS 第9号の適用前後の財務数値の差の検定をおこなった。

## 2. IFRS 第17号およびIFRS 第9号の特徴

本節では、IFRS 第17号およびIFRS 第9号の規定内容と、従前の会計モデルからの移行によって及ぼされうる影響について確認する。

### (1) IFRS 第17号の特徴

IFRS 第17号の特徴は、保険負債を経済価値ベースで評価しつつも、業績測定において (ストックの評価差額をそのまま利益認識するのではなく) 契約履行とともに負債に内在するマージンを期間配分する点にある。なお、IFRS 第17号の保険負債の測定モデルには (a) ビルディング・ブロック・アプローチ (BBA)、(b) 変動手数料アプローチ (VFA)、および (c) 保険料配分アプローチ (PAA) があるが、一般モデルはBBAであり、VFAおよびPAAは有配当契約や短期契約に対してBBAを修正したモデルであ

IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析<sup>1)</sup>。ここでは主としてBBAを念頭にIFRS第17号の規定内容を確認する。

IFRS第17号では、保険負債は、①契約から生じる将来キャッシュ・インフロー（保険料等）と、将来キャッシュ・アウトフロー（保険金・給付金等）、②貨幣の時間価値の調整（割引率）、③非金融リスクに係わるリスク調整（RA：リスクマージン）、および④契約上のサービス・マージン（CSM：契約からの未稼得利益）の4つのビルディング・ブロックから構成される。CSMは、将来キャッシュ・インフローの現在価値と、将来キャッシュ・アウトフローの現在価値+RAの差額として計算される。なお、IFRSは原則主義（数値基準などの詳細なルールを定めるのではなく、原則的な会計処理のみを示すという考え方）が採用されているため、IFRS第17号でも、例えば、終局金利（UFR）の取扱いやRAの具体的な測定技法などは特定されていない。

IFRS第17号は、毎期末、履行キャッシュフロー（契約から生じるキャッシュフローの現在価値とRA）を現在の仮定を反映して見積もりなおすことを要求しており、割引率の影響を除いて評価差額はCSMで調整することとなる。一方、割引率の影響による評価差額は、すべてを当期純損益とするか、その他の包括利益（OCI）に表示するかの会計方針の選択が認められている。

なお、新契約費（契約獲得に係わるコスト）に関しては、一部の国・法域では繰延新契約費（DAC）として資産計上が認められているが、IFRS第17号では契約の境界線内に含まれ、契約獲得に直接関連したものについては履行キャッシュフローの計算に含めて保険契約負債（ないしは保険契約資産）を構成することになる。また、将来の契約更新に係わるキャッシュフローについては、企業が更新後の契約を認識するまで資産計上できる。

---

1) このため、例えば、短期契約に適用されるPAAは、契約期間が短いために負債測定に時間価値の影響を反映させる必要性が乏しいのでBBAのような再測定は求められず、受領した保険料を基礎として残存カバーに係わる保険負債（いわゆる未経過保険料）を測定するモデルとなっている。

(2) IFRS 第9号の特徴

IFRS 第9号における金融資産の分類および測定方法は図表1のとおりである。

図表1 IFRS 第9号における金融資産の分類および測定方法

分類	事業モデル要件(*1)	SPPI要件(*2)	評価基準	評価差額の取扱い
負債性金融商品				
①償却原価区分	回収	充足する(*3)	取得原価(償却原価法)(*4)	償却原価法の償却額：当期損益。ただし取消不能の選択肢としてFVPL計上可(公正価値オプション)
②その他の包括利益を通じた公正価値(FVOCI)区分	回収・売却の両方	充足する(*3)	公正価値(*4)	OCI(リサイクリング)。ただし取消不能の選択肢としてFVPL計上可(公正価値オプション)
③純損益を通じた公正価値(FVP&L)区分	上記以外	充足しない	公正価値	当期損益
資本性金融商品				
④トレーディング目的	-	-	公正価値	当期損益
⑤トレーディング目的以外	-	-	公正価値	当期損益。ただし取消不能の選択肢としてOCI(ノン・リサイクリング)計上可(OCIオプション)

(\*1) 事業モデル要件：事業モデルは①約定されたキャッシュフローの回収か、②回収および売却の両方か、③それ以外か。

(\*2) SPPI(Solely Payment of Principal and Interest)要件：金融商品から生じる契約上のキャッシュフローが約定された元本および元本残高に対する利息の支払いのみである。

(\*3) 充足しない場合、FVP&L評価。

(\*4) 減損処理の適用あり。

IFRS 第9号の金融資産の分類方法は、まず金融商品の発行形態によって負債性金融商品(主として債権・債券)か資本性金融商品(主として株式)

IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析  
かで異なり、前者は(a)事業モデル要件と(b)「元本及び利息の支払いのみ(SPPI)」とする契約上のキャッシュフロー要件から判定される。なお、事業モデルの判定は、個々の金融商品に対する経営者の意図に左右されるものではなく、より高い集約レベル(ポートフォリオ・レベル等)で判断される。また、要件に従えば償却原価区分やその他の包括利益を通じた公正価値(FVOCI)区分に分類される場合でも、会計上のミスマッチ<sup>2)</sup>の解消に資する場合には、公正価値オプションを適用し、純損益を通じて公正価値(FVP&L)評価できる。資本性金融商品は原則としてFVP&L評価されるが、評価差額をOCI計上する取消不能の選択肢(OCIオプション)が認められる。

従前のIAS第39号の分類方法でも、償却原価区分(貸付金及び債権、満期保有投資)、FVOCI区分(売却可能金融資産)、およびFVP&L区分という概ねIFRS第9号と同様の規定が設けられていた。しかし、IAS第39号とIFRS第9号の分類要件は異なり、加えてIAS第39号ではポートフォリオ・レベルでの判定を求めているため、IAS第39号とIFRS第9号の分類結果が一致する保証はない。また、投資信託の取扱いに関して、IAS第39号では保有目的によってFVOCI区分またはFVP&L区分とされてきたが、IFRS第9号ではいつでも換金可能なオープンエンド型の投資信託は(株式等を運用するものであっても)負債性金融資産に区分され、かつSPPI要件を満たさずにFVP&L区分で評価されることとなる。

さらに、IAS第39号とIFRS第9号では、金融資産の減損のアプローチが大きく異なる。IAS第39号では発生損失モデルが採用されてきた一方、IFRS第9号では予測信用損失モデルが採用されている。発生損失モデルとは、減損損失が発生した客観的な証拠がある場合(あるいは減損損失

---

2) 会計上のミスマッチとは、資産と負債の帳簿価額および表示が、異なる測定または表示方法が適用されていることによって、経済的変化を同等に反映しない場合に生じるミスマッチのことである。

の可能性が一定の閾値に達した場合)に減損の認識・測定を行うモデルである。このため、減損認識が「少なすぎ、遅すぎる (too little, too late)」と批判されてきた。そこで、IFRS 第9号では、損失評価引当金の金額を12か月の予想信用損失とするか、あるいは残存期間の予想信用損失とするか、また、利息収益の算定にあたって損失評価引当金控除後の帳簿価額を用いるか否かを、金融資産の当初認識以降の信用リスクの程度に応じてステージ1から3に分けて規定している。

### (3) IFRS 第17号／IFRS 第9号への移行により予想される財務的影響

前述のとおり、従前のIFRS 第4号は基本的に現行実務を追認するものであったため、一部の国・法域では連結財務諸表作成上、経済価値ベースの負債評価を求めない自国基準や米国基準を採用してきた。このため、IFRS 第17号への移行に伴い市場統合的な負債評価がより要求されることによって、これまで(計算基礎率にバッファを加味するなど)保守的な評価をしてきた場合には、保険負債額が減少することが予想される。また、もともと経済価値ベースで保険負債を評価してきた国・法域であっても、その評価にあたってソルベンシーIIなどの健全性規制に用いられる計算基礎率を使用してきた場合には、IFRS 第17号のもとでは企業の経済実態に即した基礎率を使用することとなるため、測定結果が変わる可能性がある。また、IFRS 第4号ではDACの計上が認められていたが、IFRS 第17号では契約獲得に直接貢献したと認められるもの以外は費用処理されるため、財政状態に影響を及ぼしうる。

なお、IFRS 第17号への移行にあたっては遡及適用が求められる。つまり、既存契約について契約時からあたかもIFRS 第17号を適用してきたかのように処理することとなる。その際に、遡及適用による財務的な影響額は、移行日時点で利益剰余金(場合によってはその他の包括利益累計額)の期首残高の修正として処理される。

IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析

遡及適用に際しては (a) 完全遡及アプローチ (FRA：移行日にあたかもIFRS第17号がこれまで適用されてきたかのように保険契約等を識別、認識、測定する方法) が実務上実行不可能である場合に限り、(b) 修正遡及アプローチ (MRA：過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いて、可能な範囲でFRAに最も近い結果を達成する方法)、または (c) 公正価値アプローチ (FVA：移行日現在の残存カバーに係わるCSMまたは損失要素を、同日現在の契約グループの公正価値と同日現在で測定した履行キャッシュフローとの差額として決定する方法) のいずれかの適用が認められる。契約年限が経過した契約グループに関してはMRAもしくはFVAが適用されるものと予想される。

この際、例えばFVAを適用すれば、契約グループの公正価値と履行キャッシュフローの価値の差額として移行日における期首CSMが決定される。契約グループの公正価値を所与とすれば、履行キャッシュフローの価値を高く(低く)見積もればCSMが低く(高く)計算される。CSMは契約から生じる将来の未稼得利益であるため、契約からの利益を過去に稼得したものと将来稼得するものとに案分させる形で、期首CSM(将来稼得するもの)を高く計上すれば、利益剰余金(過去に稼得したもの)が減少することになる。

IFRS第9号への移行に伴う財務的な影響としては、金融資産の分類変更により、例えば、これまで売却可能金融資産として保有してきた株式・投資信託がIFRS第9号ではFVP&L区分となるため、財政状態および経営成績に変動性をもたらすことが考えられる<sup>3)</sup>。ただし、この影響は負債評価との間で相殺される可能性があり、純資産ないし純損益に与える正味のインパクトはそれほど大きくないかもしれない。

---

3) 分類変更によって生じる金融資産の評価差額は、移行日の期首利益剰余金で認識する。

### 3. リサーチ・デザイン

本研究ノートでは、IFRS第17号／IFRS第9号への移行による財務的影響を調査するために、IAIGsに選定された保険会社を対象として、IFRS第17号／IFRS第9号適用前と適用後の同一年度における財務数値の差の検定をおこなうこととした。

2024年5月31日現在、保険監督者国際機構（IAIS）の選定基準に基づきIAIGsに指定された保険グループは以下の57社である（図表2）。このうち、IFRSもしくはそれと整合的な自国基準を採用し、かつ2024年5月31日時点で年次連結財務諸表が閲覧可能な企業37社に、在外子会社にIFRSを適用している日本企業4社を加えた計41社を分析対象とする。

図表2 IAIGs一覧（2024年5月31日時点）

No.	グループ名	適用基準	監督当局所在地
1	QBE Insurance Group Limited	AASB(*1)	オーストラリア
2	Vienna Insurance Group AG	IFRS	オーストリア
3	Ageas SA/NV	IFRS	ベルギー
4	Aegon Ltd.	IFRS	バミューダ
5	Athora Holding Ltd.	IFRS	バミューダ
6	Canada Life Assurance Company	IFRS	カナダ
7	Intact Financial Corporation	IFRS	カナダ
8	Manufacturers Life Insurance Company	IFRS	カナダ
9	Sun Life Assurance Company of Canada	IFRS	カナダ
10	FWD Group Holdings Limited	IFRS	香港
11	Prudential Plc	IFRS	香港
12	AIA Group Limited	IFRS	香港
13	Sampo Group	IFRS	フィンランド
14	AXA	IFRS	フランス
15	BNP Paribas Cardif	IFRS	フランス
16	CNP Assurances	IFRS	フランス

IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析

17	COVEA	フランス基準	フランス
18	Crédit Agricole Assurances	IFRS	フランス
19	GROUPAMA	IFRS	フランス
20	SCOR	IFRS	フランス
21	SOGECAP	IFRS	フランス
22	HDI	IFRS	ドイツ
23	Munich Re	IFRS	ドイツ
24	Allianz SE	IFRS	ドイツ
25	Assicurazioni Generali S.p.A.	IFRS	イタリア
26	第一生命ホールディングス	日本基準(*2)	日本
27	MS&ADホールディングス	日本基準(*2)	日本
28	SOMPOホールディングス	日本基準(*2)	日本
29	東京海上ホールディングス	日本基準(*2)	日本
30	NN Group N.V.	IFRS	オランダ
31	Great Eastern Holdings Group	SFRS(*3)	シンガポール
32	Old Mutual Limited	IFRS	南アフリカ
33	Sanlam Limited	IFRS	南アフリカ
34	Grupo Mapfre	IFRS	スペイン
35	Nordea	IFRS	スウェーデン
36	Baloise Group	IFRS	スイス
37	Helvetia Group	IFRS	スイス
38	Swiss Life Group	IFRS	スイス
39	Swiss Re Group	米国基準	スイス
40	Zurich Insurance Group	IFRS	スイス
41	Aviva plc	IFRS	イギリス
42	British United Provident Association Limite	IFRS	イギリス
43	Legal & General Group Plc	IFRS	イギリス
44	M&G plc	IFRS	イギリス
45	Phoenix Group Holdings plc	IFRS	イギリス
46	Fairfax Financial Holdings Limited	IFRS	アメリカ
47	CNA Financial	米国基準	アメリカ
48	Markel Group	米国基準	アメリカ
49	Athene Holding Company	米国基準	アメリカ

50	Liberty Mutual Insurance Group	米国基準	アメリカ
51	Reinsurance Group of America, Incorporated	米国基準	アメリカ
52	Pacific Life Insurance Company	米国基準	アメリカ
53	Berkshire Hathaway, Inc.	米国基準	アメリカ
54	Prudential Financial, Inc.	米国基準	アメリカ
55	American International Group (AIG)	米国基準	アメリカ
56	MetLife, Inc.	米国基準	アメリカ
57	Chubb Group of Companies	米国基準	アメリカ

(\*) オーストラリアの自国基準であるが、IFRSと整合した会計基準となっている。

(\*) 在外子会社にはIFRS（もしくはそれと整合した海外基準）を適用している。

(\*) シンガポールの自国基準であるが、IFRSと整合した会計基準となっている。

これらの企業は2023年度連結財務諸表の注記等においてIFRS第17号／IFRS第9号への移行による影響（transition impact）や適用前後の調整表を開示しているが、その開示内容は企業によってまちまちである<sup>4)</sup>。唯一、前年度にあたる2022年度末の財務数値をIFRS第17号／IFRS第9号の遡及適用後の数値として示している点では一致していた。このため、本研究ノートでは、2022年度末の適用前および適用後の財務数値の差の検定をおこなう。なお、前述のIFRS第9号の免除規定を適用せずに2018年度にIFRS第9号を適用している企業が数社あった。

本研究ノートでは、基準移行によって影響を受けると予想される図表3に示される項目について、財務数値の差（移行後－移行前）を計算するが、企業規模を調整するために、各変数は前期末資産合計でデフレートする。そして、移行による影響額がゼロと有意に異なるかを調査するために、財務数値の差について平均値の検定（t検定）と中央値の検定（Wilcoxon検定）を実施した（いずれも両側検定）。なお、有意水準は5%とする。

4) 2022年度期首時点におけるIFRS第17号／IFRS第9号の適用前後の財務数値について、勘定科目の変更まで含めて、IFRS第17号とIFRS第9号のそれぞれが各勘定科目に与える影響について詳細に調整表を作成している企業もあれば、純資産（資本）に与える影響額のみを開示している企業もあった。

IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析

図表3 財務数値一覧

項目	集計にあたっての留意事項等
IFRS第17号／IFRS第9号関連	
資産合計	
金融資産	有価証券（債券・株式等）、投資不動産、貸付金等の債権を集計
保険契約資産	移行前は再保険に係わる資産。移行後は再保険に加えてBBA等に基づく資産を集計
負債合計	
保険契約負債	責任準備金と支払備金に相当する負債、再保険に係わる負債を集計
資本合計	
利益剰余金	
その他の包括利益累計額（AOCI）	
当期純損益	親会社株主に帰属する当期純損益＋非支配株主に帰属する当期純損益
その他の包括利益（OCI）	
IFRS第9号関連（IAS第39号からIFRS第9号への調整表等を開示する企業のみ）	
償却原価区分	移行前はIAS第39号の貸付金・債権および満期保有投資を集計。移行後はIFRS第9号の償却原価区分を集計
FVOCI区分	移行前はIAS第39号の売却可能金融資産を集計。移行後はIFRS第9号のFVOCI区分（負債性・資本性金融商品を合算）を集計
FVP&L区分	移行前はIAS第39号のFVP&L区分を集計。移行後はIFRS第9号のFVP&L区分（負債性・資本性金融商品を合算）を集計
予想信用損失	

#### 4. 分析結果

図表4には、IFRS第4号／IAS第39号に基づく各財務数値とIFRS第17号／IFRS第9号に基づく各財務数値との差がゼロと有意に異なるのか調査した結果を示している。t検定およびWilcoxon検定ともに有意

であったものは、「資産合計」「保険契約資産」「負債合計」「保険契約負債」「利益剰余金」「OCI」であった<sup>5)</sup>。

図表4 IFRS第17号／IFRS第9号とIFRS第4号／IAS第39号の差

	観測値	平均値	t 値	p 値	中央値	z 値	p 値
資産合計	41	-0.0650	-5.7506	0.0000	-0.0519	-5.5332	0.0000
金融資産	41	0.0086	0.9407	0.3525	-0.0003	-0.3922	0.6949
保険契約資産	41	-0.0100	-2.4309	0.0196	-0.0040	-2.6539	0.0080
負債合計	41	-0.0694	-5.5228	0.0000	-0.0543	-5.3259	0.0000
保険契約負債	41	-0.0439	-3.4929	0.0012	-0.0365	-3.0970	0.0015
資本合計	41	0.0041	1.3753	0.1767	0.0016	0.9200	0.3614
利益剰余金	41	-0.0040	-2.2509	0.0300	-0.0034	-2.3843	0.0160
AOCI	41	0.0051	2.2582	0.0295	0.0030	1.2164	0.2238
当期純損益	41	-0.0007	-0.6148	0.5422	-0.0010	-1.8992	0.0580
OCI	41	0.0139	4.7589	0.0000	0.0124	3.7968	0.0001

「資産合計」はいずれの検定においても両側1%水準で負に有意であった。「金融資産」には有意な変化がみられなかったため、この結果は「保険契約資産」が負に有意(t検定:両側5%水準, Wilcoxon検定:両側1%水準)であったことに加えて、IFRS第17号に伴いDACの計上が認められなくなったためにもたらされたと考えられる。

「負債合計」はいずれの検定においても両側1%水準で負に有意であった。「保険契約負債」も同様に、いずれの検定においても両側1%水準で負に有意であったため、IFRS第17号への移行に伴って、これまで保守的な負債評価をしていた企業が保険契約負債を減らした可能性が示唆される。

「資本合計」はいずれの検定においても有意な結果が得られなかったも

5) 日本企業4社およびIFRSとコンバージェンスした自国基準を使用する2社を除いた35社で同様の検定を行ったところ結果に大きな変化はなかった。なお、図表5以降の調査では、日本企業は条件を満たさなかったため観測値から除かれている。

IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析の、 「利益剰余金」 に関してはいずれの検定においても両側5%水準で負に有意であった。これは、IFRS第17号への移行に伴う遡及適用の影響と考えられる。また、「AOCI」に関してはt検定のみ両側5%水準で正に有意であった。したがって「利益剰余金」の減少を「AOCI」の増加でカバーしたために「資本合計」に有意な変化を与えなかった可能性がある。

「当期純損益」はいずれの検定においても有意な結果は得られなかった。これは多くの企業がIFRS第17号への移行に伴う影響分析の事前報告で当期純損益への影響は限定的であると述べていたことと整合的である。一方、「OCI」はいずれの検定においても両側1%水準で正に有意であった。これは、IFRS第17号／IFRS第9号移行前は資産側のみFVOCI評価していたが、IFRS第17号適用により負債側もFVOCI評価が可能となった（つまり、会計上のミスマッチが低減された）ことに加えて、2022年度は世界的に金利上昇局面であったため、資産と負債のデュレーション差によって、負債からのプラスのOCIが資産からのマイナスのOCIを上回った影響かもしれない<sup>6)</sup>。

図表5は、IFRS第9号への移行に伴い有価証券等の保有区分がどの程度の影響を受けたのか、基準移行前後の差を調査した結果を示している。なお、IAS第39号からIFRS第9号への移行に伴う保有区分に対する影響を開示していた企業は32社であった。加えてこの32社には2018年度にIFRS第9号へ移行した3社も含まれている。

「償却原価区分」はいずれの検定においても両側1%水準で負に有意であった。IFRS第9号への移行に伴って、事業モデル要件またはSPPI要

---

6) この点に関して、情報開示が乏しい企業もあったためすべての企業について確認できたわけではないが、FVOCI区分の金融資産と保険契約負債からそれぞれほぼ同規模の未実現損益(OCI)を計上している企業が多数観測できた。このため、金融資産と保険契約負債からの未実現損益は互いに相殺されており、退職給付の数理変更上の差異や表示通貨への換算から生じた為替差額による影響がプラスであった可能性も排除できない。いかなる要因がOCIおよびAOCIを押し上げた(押し下げた)のかは今後の研究課題である。

件もしくはその両方を満たさずに区分変更を余儀なくされたか<sup>7)</sup>、公正価値オプションを適用したものと考えられる。

図表5 IFRS第9号とIAS第39号の差：金融資産の分類

	観測値	平均値	t 値	p 値	中央値	z 値	p 値
償却原価区分	32	-0.0390	-3.8296	0.0006	-0.0380	-3.3526	0.0008
FVOCI 区分	32	-0.0380	-1.4221	0.1650	-0.0198	-1.5977	0.1101
FVP&L 区分	32	0.0806	3.2129	0.0031	0.0590	3.9683	0.0001

「FVOCI 区分」はいずれの検定においても有意でなかった一方、「FVP&L 区分」はいずれの検定においても両側1%水準で正に有意であった。これに関連して、FVOCI 区分と FVP&L 区分について負債性金融商品と資本性金融商品ごとに移行による影響を開示していた22社について基準変更前後の差を調査した結果が図表6である。

図表6 IFRS第9号とIAS第39号の差：負債性・資本性金融商品別の分類

	観測値	平均値	t 値	p 値	中央値	z 値	p 値
負債性FVOCI区分	22	-0.0247	-0.8407	0.4100	-0.0085	-1.0266	0.3046
資本性FVOCI区分	22	-0.0200	-2.5605	0.0182	-0.0238	-2.8249	0.0047
負債性FVP&L区分	22	0.0576	2.0669	0.0513	0.0377	3.1816	0.0007
資本性FVP&L区分	22	0.0250	2.7884	0.0110	0.0223	2.6983	0.0070

図表6によれば、「負債性 FVOCI 区分」には有意な変化がみられなかった一方、「資本性 FVOCI 区分」は t 検定では両側5%水準で、Wilcoxon 検定では両側1%水準で負に有意であり、その減少が「資本性 FVP&L 区分」

7) 例えば、「回収のみ」という事業モデル要件を満たさなかった場合、FVOCI 区分もしくは FVP&L 区分に移行することとなるが、SPPI 要件を満たさなかった場合、FVP&L 区分に移行することとなる。図表5によれば、FVP&L 区分のみが増加しているため、主たる要因は後者であると思われるが、どのような要因で区分変更が生じたのかは今後の研究課題である。

IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析を同程度増加させている（つまり、FVOCI区分がFVP&L区分に振り替わっている）。これは、前述のようにIFRS第9号では資本性金融資産を原則としてFVP&L評価するためであろう<sup>8)</sup>。「負債性FVP&L区分」はt検定では両側5%水準で、Wilcoxon検定では両側1%水準で正に有意な結果が得られた。

図表7は、IFRS第9号への移行に伴って金融資産の減損（予想信用損失）がどの程度の影響を受けたのか、基準移行前後の差を調査した結果を示している。図表7にあるとおり、いずれの検定においても有意な差は確認できなかった<sup>9)</sup>。この結果は（従前の減損モデルよりも早期に信用損失を認識する）新しい減損モデルが機能していないというよりも、保険会社の運用ないしリスク管理体制に由来する結果といえるかもしれない。

図表7 IFRS第9号とIAS第39号の差：金融資産の減損

	観測値	平均値	t 値	p 値	中央値	z 値	p 値
予想信用損失	18	-0.0005	-1.6206	0.1235	-0.0002	-0.6981	0.4851

## 5. まとめ

本研究ノートでは、IFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響を調査するために、対象企業の同一年度におけるIFRS第17号／IFRS第9号の適用前後の財務数値の差の検定をおこなった。主要な発見事項は以下のとおりである。

第一に、基準移行に伴い「資産合計」は統計的に有意に減少したが、保

- 
- 8) この結果は、多くの企業がOCIオプションを適用していないことを示唆している。資本性金融商品へOCIオプションを適用した場合、OCIのリサイクリングが禁止されるため、株式投資に係わる成果の一部を純損益計上できないことを企業が敬遠した可能性が考えられる。
- 9) これは「当期純損益」に統計的に有意な変化がみられなかったことと整合的である。

険会社が保有する資産の大半を構成する「金融資産」には有意な変化は確認できなかった。IFRS第9号への移行に伴う金融資産の分類変更も、基本的には資産の内訳間の変更にとどまり<sup>10)</sup>、資産合計に与える影響は軽微であったといえる。

第二に、基準移行に伴い「負債合計」は統計的に有意に減少した。この一因は「保険契約負債」の減少にあるが、これは、IFRS第17号への移行に伴い、従来の会計慣行で認められてきた保守的な負債評価が改められた可能性がある。

第三に、「当期純損益」には統計的に有意な変化がみられなかった一方、「OCI」は統計的に有意に増加していた。IFRS第17号は経済価値ベースでの負債評価を求めているが、評価差額を純損益計上しない仕組みや、資産評価と整合的に評価差額を処理する仕組みが用意されている。このため、「当期純損益」に関して統計的に有意な変化が確認できなかったことは、企業が純損益の変動性のある程度管理できていることを示唆している。その分、多くの企業が評価差額をOCI計上することを選択したため、OCIが基準移行前に比べて変動したと考えられる。

本研究ノートには以下の残された検討課題がある。まず、サンプルが限定的である点である。本研究ノートではIAIGsを調査対象としており、サンプル数も41社と限られていた(また、調査対象項目によっては開示内容の制約もありサンプル数がさらに減少した)。加えて、本研究ノートでは、各国・法域の規制環境やIFRS第17号適用前の会計慣行などの国・法域ごとの特性を考慮に入れていない。さらに、各社の取扱商品の特性(生保か、損保か、それらの複合か、再保険か。さらには定額保証中心か、変動保険中心かな

---

10) 調査対象企業ではもともと償却原価区分の保有額・保有割合が低かったため、IFRS第9号への移行に伴い生じるFVOCI区分ないしFVP&L区分への分類変更による再測定額も軽微であった。なお、日本企業は償却原価区分(満期保有目的の債券および責任準備金対応債券)の保有額・保有割合が高い傾向にある。

IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析  
ど)を考慮すれば、別の傾向が明らかとなるかもしれない。また、本研究  
ノートでは、基準適用前後の「当期純損益」には統計的に有意な差がない  
ことを確認できたが、IFRS第17号／IFRS第9号の影響については、適  
用後以降の財務業績等への影響を長期的な視点に立って検証していく必要  
があろう。

#### 参考文献

European Insurance and Occupational Pensions Authority (EIOPA). 2024. Report on the  
implementation of IFRS 17 - Insurance contracts. Available at : [https://www.eiopa.europa.eu/document/download/e50ad04f-88a9-4ed4-bd76-c111bbd1f025\\_en?filename=EIOPA%27s%20Report%20on%20the%20implementation%20of%20IFRS%2017%20-%20Insurance%20contracts.pdf](https://www.eiopa.europa.eu/document/download/e50ad04f-88a9-4ed4-bd76-c111bbd1f025_en?filename=EIOPA%27s%20Report%20on%20the%20implementation%20of%20IFRS%2017%20-%20Insurance%20contracts.pdf) (Accessed 31 May 2024)